2026年１月28日

アガルートアカデミー

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。
以下のとおり、テキストに誤りがございますので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。
ご迷惑をおかけしたことを謹んでお詫び申し上げます。

2026合格目標　国家総合職の法律系科目対策講座 憲法　別 冊 問 題 集　訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
55	問18 肢オ ２行目	……としている（最判平14.7.9）。	……としている（最判平14.7.11）。	25/11/5
340	問117 解説文 ７行目以降	……この見解は、天皇の告示行為が「国政に関する権能」という性質をもたないのは、……	……この見解は、天皇の国事行為が「国政に関する権能」という性質をもたないのは、……	25/11/5

2026 国家総合職の法律系科目対策講座 憲法　択 一 式 過 去 問 題 集　訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所			更新日
110	問27 肢エ	※解説の内容につきまして、下記のものへ差替えをお願いいたします。 **エ　×　「建築制限を受けてない土地」として評価算定を行います** 土地収用法における損失の補償について、判例は、「完全な補償、すなわち、収用の前後を通じて被収用者の財産価値を等しくならしめるような補償をなすべきであり、金銭をもつて補償する場合には、被収用者が近傍において被収用地と同等の代替地等を取得することをうるに足りる金額の補償を要する」としている（最判昭48.10.18）。また、「土地収用における損失補償の趣旨からすれば、被収用者に対し土地収用法……によつて補償すべき相当な価格とは、被収用地が、……建築制限を受けていないとすれば、裁決時において有するであろうと認められる価格をいうと解すべきである」としており、本肢のように「建築制限を受けた土地として当該土地を評価算定すれば足りる」とはしていない（同判例）。		24/3/8

2026合格目標　国家総合職の法律系科目対策講座 民法Ⅰ　別 冊 問 題 集　訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
45	問19 選択肢 肢４	４．ア、ウ、オ	４．ウ、オ	25/11/5
46	肢ア 解説全体 ※右記の内容に変更をお願いします	**ア　×　意思の自由が完全に奪われたときは無効となります** 民法96条１項にいう「強迫」とは、相手に畏怖を生じさせ、それによって意思表示をさせることであり、意思の自由を完全に奪われることまでは求められない（最判昭33.7.1）。もっとも、相手方の意思の自由が完全に奪われたときには、その意思表示は無効となるとされている（同判例）。		25/11/5
47	問19 解説文 最終行	よって、妥当なものはア・ウ・オであるから、正解は肢４である。	よって、妥当なものはウ・オであるから、正解は肢４である。	25/11/5
147	問57 肢３ 最終行	……Ｂは自己の持分を登記なくしてＤに対抗できる。	……ＢはＣの持分の取得を登記なくしてＤに対抗できる。	25/11/5
148	肢３ 解説文 下から２行目以降	……Ｂは、自己の持分を登記がなければＤに対抗することができない。	……Ｂは、Ｃの持分の取得を登記がなければＤに対抗することができない。	25/11/5
238	肢５ 解説文 １行目	本肢のとおりである。不動産公示の先取特権は、……	本肢のとおりである。不動産工事の先取特権は、……	26/1/28

2026合格目標　国家総合職の法律系科目対策講座 民法Ⅱ　別 冊 問 題 集　訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
64	問27 肢イ ２行目	……Ｂが飲食してＡが代金請求できる時から５年経過したが……	……Ｂが飲食してＡが代金請求できる時から10年経過したが……	25/11/5
128	肢エ 解説文１行目	申込者が申込みの通知を発した後に死亡した場合において、申込者がその事実が生じたとすればその申込みは効力を有しない旨の意思を表示していたときは、……	申込者が申込みの通知を発した後に死亡した場合において、その相手方が承諾の通知を発するまでに死亡の事実を知ったときは、……	25/11/5
219	肢５ 解説文 ２行目以降	……知った時から３年間行使しないときには、時効によって消滅する（民法724条１号）。	……知った時から５年間行使しないときには、時効によって消滅する（民法724条１号、724条の２）。	25/11/5
268	肢イ 問題文全体 ※右記の内容に変更をお願いします	認知をした者は、認知について反対の事実があることを理由として、認知の無効の訴えを提起することは認められていない。		26/1/28
270	肢イ 解説文全体 ※右記の内容に変更をお願いします	**イ　×　認知者（認知をした者）であっても、認知の無効を主張可** 認知をした者は、認知の時から７年以内に限り、認知について反対の事実があることを理由として、認知の無効の訴えを提起することができる（民法786条１項２号）。		26/1/28

2026合格目標　国家総合職の法律系科目対策講座 行政法　テキスト　訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
207	「イ　議員の地位」第３段落３行目以降	……議会が出席議員の３分の２以上の多数決で決定する（地方自治法127条１項）。もっとも、……	……議会が出席議員の３分の２以上の多数決で決定する（地方自治法127条１項）。~~もっとも、……~~ ※　「もっとも、」以下の記述の削除をお願いします。	26/1/28

2026合格目標　国家総合職の法律系科目対策講座 行政法　別冊問題集　訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
136	問54 解説文 最終行	よって、妥当なものはア･エであるから、正解は肢２である。	よって、妥当なものはア･エであるから、正解は肢４である。	25/11/5

以　上